

## 業務委託契約書（案）

1. 業務名 貝塚市学校給食配送等業務
2. 契約金額 1日当たり ●●●円（消費税含む）
3. 契約期間 契約締結の翌日から令和8年3月31日まで
4. 履行場所 貝塚市立葛城小学校（貝塚市木積2032）及び  
貝塚市立永寿小学校（貝塚市三ツ松2020）

上記の業務について、委託者貝塚市（以下「甲」という。）と、受託者●●●（以下「乙」という。）とは、次の条項によって委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

（総則）

第1条 乙は、頭書第2号の契約金額をもって同第3号の契約期間中において、別紙業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）に基づき、各業務を甲の指示に従い実施するものとする。ただし、契約書、仕様書に明記のない業務が生じた場合は、甲乙協議のうえ実施するものとする。

（法令遵守）

第2条 乙は、業務実施に際しては関係法令を遵守すること。

（履行業務の確認）

第3条 乙は、仕様書に定める報告書類を、期限内に甲に提出しなければならない。

（権利義務の譲渡の禁止）

第4条 乙は、この契約によって生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は継承させてはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

（注意義務）

第5条 乙は、業務を履行するにあたっては、事故等が起こらないよう適切に現場管理を行うとともに、本市担当者と十分に調整を行い、施設の運営に支障をきたさないよう注意しなければならない。

（就業者の災害等）

第6条 乙は、業務中における就業者の災害及び事故発生には全責任を負うものとする。ただし、甲の責めに帰する事由による場合はこの限りではない。

（秘密の保持）

第7条 乙は、業務実施にあたって知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

2 乙は、その就業者が委託業務の処理に関し知り得た秘密を他に漏らさないようにしなければならない。

3 前2項の規定は、終了事由の如何を問わず、本契約終了後においてもなおその効力を有するものとする。

（契約の解除）

第8条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

（1）委託業務の処理に著しく不適當があると明らかに認められるとき。

（2）正当な理由なしに甲との協議事項に従わないとき。

（3）その他乙の責めに帰すべき理由によりこの契約に違反したとき。

（4）乙が次のいずれかに該当するとき。

ア 役員等（乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその役員又はその

支店若しくは常時委託業務の契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下この号において「暴力団員」という。)であると認められるとき。

イ 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員の利用等をしたと認められるとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ この契約に関連する契約の相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

キ 乙がアからオまでのいずれかに該当する者をこの契約に関連する契約の相手方としていた場合(カに該当する場合を除く。)に、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。

(5) 前各号に定めるもののほか、乙がこの契約に違反したとき。

(損害賠償)

第9条 第8条第1項の規定により契約が解除された時は、乙は、委託料の額の100分の10に相当する額の賠償金を甲に支払わなければならない。

2 乙は、その責めに帰すべき理由により委託業務の処理に関し甲に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

3 乙は、委託業務の処理に関し、第三者に損害を与えたときは、乙の負担においてその賠償をするものとする。ただし、その損害の発生が甲の責めに帰すべき理由による場合は、甲の負担とする。

(相殺)

第10条 甲は、乙に対して金銭債権があるときは、乙が甲に対して有する委託料請求権その他の債権と相殺することができる。

(基準不適合の場合等)

第11条 乙は、業務成果が本契約及び仕様書に定める基準に沿わないため、甲の担当者から業務のやり直しを命ぜられた場合は、直ちに無償でこれに応じなければならない。また、この場合の費用は乙の負担とする。

(契約金の支払い方法)

第12条 乙は、業務完了報告書の提出後、甲の定める内容の請求書により、甲に対して契約代金を請求するものとし、甲はその請求が適法なものであるときは、翌月の30日までに代金を支払うものとする。

(その他)

第13条 この契約に定めのない事項又は契約事項に疑義が生じたときは、必要に応じて甲乙双方協議して定めるものとする。

この契約の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙双方記名押印し、各自その一通を保有するものとする。

令和 年 月 日

甲 貝塚市畠中1丁目17番1号  
貝塚市  
貝塚市長 酒 井 了

乙